

ガス小売供給約款

(家庭用ガス温水床暖房・マイホーム発電契約用)

平成29年4月1日実施

鷺宮ガス株式会社

1. 目的

この約款は、家庭用ガス温水床暖房の普及を通じ負荷調整を推進しつつ、合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 約款の届出および変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件を変更後の約款によるものとします。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、ガス小売供給約款（一般用）によるほか、次のとおりとします。

- (1) 「ガス給湯器」とはエネルギー源として都市ガスを使用する熱源機により、温水を発生させ、配管により温水を台所、洗面所、風呂およびシャワーの給湯栓まで供給して給湯を行う機器をいいます。
- (2) 「ガス温水床暖房」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、住宅の居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房、浴室暖房乾燥機は含まれません。
- (3) 「ガスコンロ」とは、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とし、エネルギー源として都市ガスを使用する調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (4) 「コージェネレーションシステム」とは、都市ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (5) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいいます。
- (6) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この約款においては8パーセントといたします。
- (9) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅において、ガス給湯器、ガス温水床暖房およびコンロをすべて使用するこ

- と、もしくはコージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) コージェネレーションシステムは、ガスエンジン、燃料電池等のものであって、その定格発電出力（機器容量）が3kw未満であること。
 - (3) この約款にもとづく契約に係るガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
 - (4) 当社が4（1）および4（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同一の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新にガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この約款にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (5) 当社は、この約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの約款または他の約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の早取料金または遅取料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) お客さまが、住宅（建物）においてこの約款にもとづく契約をご選択いただいた場合、同一需要場所においてガス小売供給約款（一般用）にもとづくガスの契

約を締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いがガス小売供給約款（一般用）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、別表1-1により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。
- (3) 当社は別表1および別表2の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2-2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1-7のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

86,220円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表1-7に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) およびトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が137,950円以上となった場合は137,950円といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9550 \\ & + (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0457 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更

2（2）、または2（3）の規定によりこの約款が変更された場合、当社はこの約款にもとづく契約を変更することができるものといたします。

11. 解約

- （1）当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この約款にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし、5（5）の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- （2）お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、この約款にもとづく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- （3）11（1）または11（2）の申し出にもとづく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- （4）この約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款（一般用）にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 精算

11（2）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款（一般用）の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（一般用）を適用いたします。

(別 表 1) 料金および消費税等相当額の算定方法

1. 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。ただし、別表1-3で規定する割引額が別表2-3に定める割引額上限を超える場合には、別表1-6で規定する早収料金を適用いたします。
2. 従量料金は、基準単位料金または本文8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に本文6の規定により算定した使用量を乗じて算定いたします。
3. 割引額は、本文6の規定により算定した使用量に対しガス小売供給約款（一般用）で算定される料金から本約款で算定される料金を差し引いたものいたします。ただし、割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。
4. 割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合、料金は、本文6の規定により算定した使用量に対しガス小売供給約款（一般用）で算定される料金から割引上限額を差し引いたものいたします。

(備 考) 上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

早収料金 = (基本料金 + 従量料金) (1円未満の端数切り捨て)

従量料金 = 基準単位料金または調整単位料金 × 使用量

割引額 = ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金 - 本約款で算定される料金
ただし、割引額算定の結果が別表2-3に定める割引上限額を超える場合は、割引額 = 割引上限額と同一とし、料金は次の算式で算定することといたします。

料金 = ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金 - 割引上限額

5. 料金が別表1-4の規定により算定される場合、料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

6. 料金が別表1－4の規定により算定される場合、早収料金は次の算式となります。

早収料金＝ガス小売供給約款（一般用）で算定される料金－割引上限額

7. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調

整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別 表 2) 料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金表B 使用量が25立方メートルを超え、35立方メートルまでの場合に適用します
- 料金表C 使用量が35立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

基本料金（1か月及びガスメーター1個につき）および基準単位料金（1立方メートルにつき）は下記のとおりです。

適用区分	基本料金	基準単位料金
料金表A	788.40円 (消費税等相当額を含みます。)	191.51円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表B	1,155.60円 (消費税等相当額を含みます。)	176.82円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表C	2,592.00円 (消費税等相当額を含みます。)	122.85円 (消費税等相当額を含みます。)

調整単位料金は、上記の基準単位料金をもとに本文8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 割引上限額

割引上限額 (1ヶ月につき)	5,400円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------